

先生各位

## 保険収載内容一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて先般、「BRACAnalysis 診断システム」検査実施料新設のご案内を致しましたが、このたび保医発 0831 第 11 号にて、当該検査項目の保険収載内容が一部改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 30 年 9 月 1 日より適用

《保険収載内容一部改正項目：「エ」が新たに追加》

検査項目	実施料 判断料	医科点数表区分	検査実施 状況
BRCA1/2 遺伝子検査*	20,200 点 血液 (125 点)	「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査 (2 回分) + 「D006-4」遺伝学的 検査「3」(2 回分) に準じる	未実施
	注 釈		
	ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR 法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1 遺伝子及び BRCA2 遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。		
	イ 本検査は、化学療法の経験を 5 年以上有する常勤医師又は乳腺外の専門的な研修の経験を 5 年以上有する常勤医師が 1 名以上配置されてる保険医療機関で実施すること。		
ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。			
エ <u>本検査の実施に際し、造血器腫瘍遺伝子検査及び遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</u>			

※ 検査項目名称は、平成 30 年 7 月 31 日付けの「厚生労働省保険局医療課」からの「事務連絡」により「BRACAnalysis 診断システム」から「BRCA1/2 遺伝子検査」へ改正されました。

### 「注」に定める施設基準の規定

- 造血器腫瘍遺伝子検査の施設基準 ⇒ 検体検査管理加算 (Ⅱ)、(Ⅲ) 又は (Ⅳ) の施設基準に準ずる。
- 遺伝学的検査の施設基準 ⇒ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。